

和企下施第44号
令和7年10月17日
(2025年)

和歌山市 企業局
下水道部 下水道施設課長

質 問 回 答 書

令和7年10月15日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

年 度	令和7年度	
工 事（業 務）番 号	第25100049号	
工 事（業 務）名	有功雨水ポンプ場2号雨水ポンプ設備工事	
工 事（業 務）場 所	和歌山市園部字汐波1002番	
質 問 事 項		回 答 事 項
1. 特記仕様書第2章第1節5-2(3)3)について主軸保護管を不要とする理由をご教示願います。		1. 特記仕様書第2章第1節5-2(4)1)より、雨水ポンプの水中軸受部へは無注水としているため、主軸保護管は不要としています。
2. 特記仕様書第2章第3節4)について『騒音対策のため、防音カバー（エンジン及び減速機の全面）を設置すること。』と記載がございますが、防音カバーの合否判定基準は機側1mで何dB(A)以下でしょうか。		2. 防音カバーの合否判定基準については、特に指定はありません。ただし、『和歌山市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等』より、有功雨水ポンプ場の敷地境界での基準は40dB以下となります。よって、防音カバーの性能はこれを考慮したものとします。